

# なだれ災害防止対策の推進(拡充)

- 山地災害危険地区の調査に併せてなだれ危険箇所(予防治山)の調査を実施 (農山漁村地域交付金(予防治山))
- なだれ防止施設の長寿命化対策を事業内容に追加 (治山事業(防災林造成))

## 現状・課題

### 【栃木県那須町での雪崩災害】

- ・平成29年3月27日那須温泉ファミリースキー場付近の国有林で発生した雪崩により、登山研修中の高校生等が雪崩に巻き込まれた。



### 【なだれ危険箇所について】

- ・全国(21道県)で約7千箇所。うち、なだれ防止柵等のなだれ防止施設の着手率は約44%。
- ・平成9年度の一斉調査以降、なだれ危険箇所の把握のための調査はほとんど実施されていない状況。

「なだれ危険箇所」とは豪雪地帯指定市町村の地域において、過去に雪崩が発生したか、又は発生する恐れがあり、かつ、人家・公共施設等の保全対象に被害を与えたか、又は与えるおそれのある箇所として、国及び道県が把握したものである。

### 【なだれ防止対策】

- ・なだれ防止対策は昭和12年頃より実施しており、なだれ防止施設の老朽化も進んでいる。



部材の腐朽の例



部材の腐朽の例



部材の腐朽の例

### 課題

- ・なだれ危険箇所の現状把握が適切になされておらず、効果的な対策が実施できていない。
- ・なだれ防止施設の老朽化が進出し、機能発揮に支障を来すおそれ。

## 今後の方向

### 拡充1 (農山漁村地域整備交付金(予防治山))

山地災害危険地区の調査と併せてなだれ危険箇所の調査を支援対象に追加し、なだれ防止対策の効率的・効果的な実施を推進。

- なだれ危険箇所の調査



危険箇所マップの作成

今後、なだれ防止対策は危険箇所に限定し、重点的に対策を推進

### 拡充2 (治山事業(防災林造成))

なだれ防止施設について新設と併せて老朽化対策が実施できるよう拡充し、長寿命化対策を推進。



なだれ防止柵の部材交換



なだれ防止柵の再設置

既存の施設の活用により、施設の新設に比べコストを削減

## 保育事業による針広混交林化の推進(拡充)

### 1 概要

治山事業施工地の森林や水源地域で機能が低位な保安林においては、保育事業により本数調整伐や受光伐等を実施し、広葉樹の導入等により針広混交林への誘導を図っている。しかしながら、本事業の補助対象年齢の上限である12年齢を超えた高齢級林分の中に、導入した広葉樹等の下層植生が上層木に被圧され、そのまま放置すると水土保持機能が低下する恐れのあるものが見受けられる。

このため、高齢級林分においても、受光伐を実施し広葉樹等の下層植生が被圧されることなく健全に発達することにより、的確に針広混交林への誘導を図り、水源涵養機能や土砂流出防止機能等が高度に発揮される保安林を維持・造成する。

(※受光伐とは、育成複層林の上層木の本数を調整することにより、光環境を改善し、下層木及び林床植生の健全な育成を図るための施業)

### 2 拡充内容

広葉樹の導入等により針広混交林へ誘導している林分において、これまで12年齢以下の森林に対してのみ実施できた受光伐について、下層植生が上層木の被圧を受けている場合には、13年齢以上の高齢級林分においても受光伐を実施可能とする。

### 3 実施主体

都道府県

### 4 補助率

1/3

### 5 科目

(目) 治山事業費補助

(目細) 水源地域等保安林整備事業費補助

(事業名) 保安林整備事業

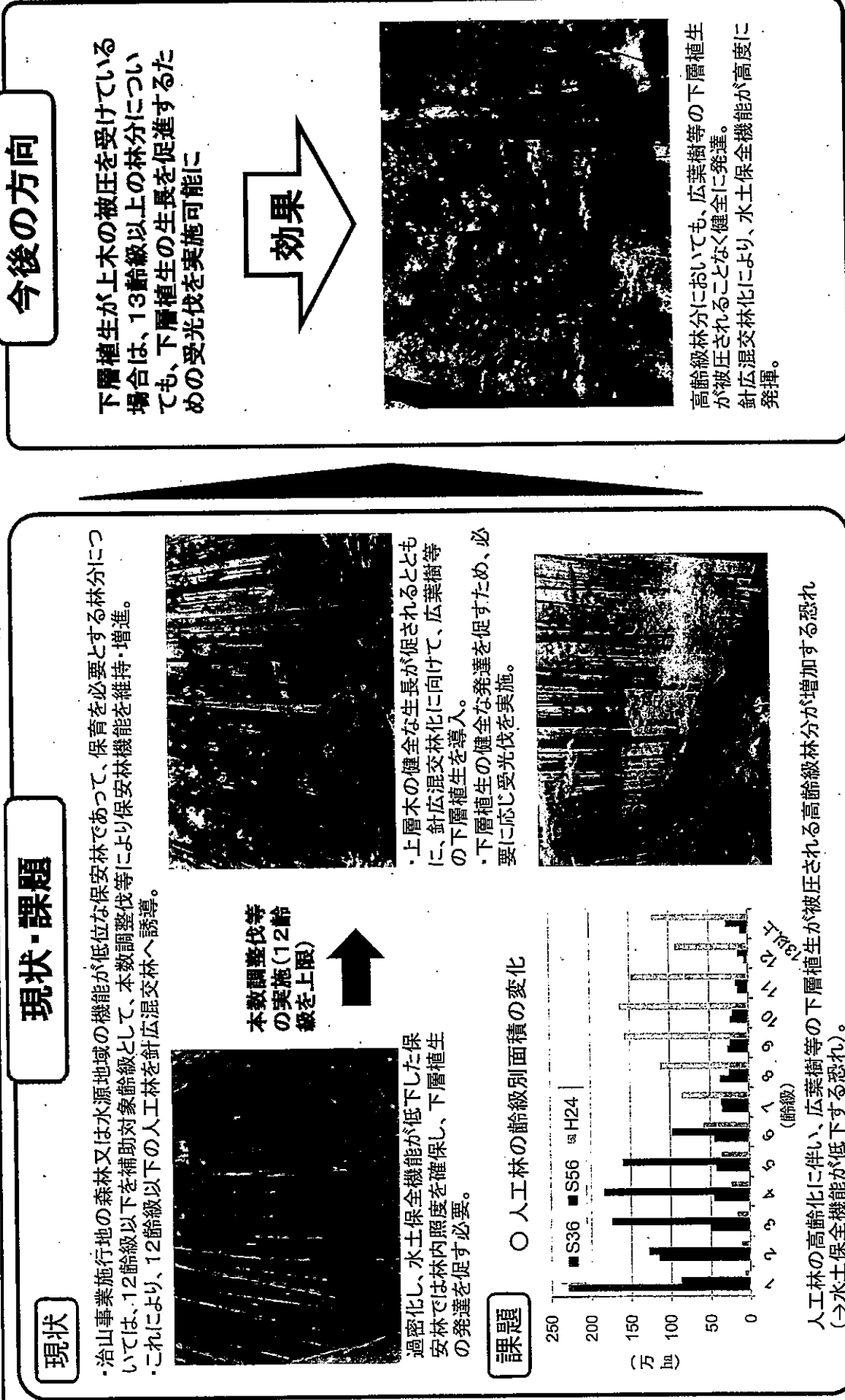
### 6 平成30年度概算要求額

保安林整備事業 1,393,000千円の内数(1,230,000千円)

(林野庁治山課)

# 保育事業の拡充による針広混交林化の推進

治山事業施工地の森林や水源地域で機能が低位な保安林においては、本数調整伐や受光伐を実施し、広葉樹の導入等により針広混交林化を図ることが必要。特に今後は、13齢級以上の高齢級林分においても受光伐を実施し、針広混交林化により水士保全機能の高度発揮に資する保安林の維持・造成を推進していくことが重要。  
 (※受光伐とは、育成複層林の上層木の本数を調整することにより、光環境を改善し、下層木及び林床植生の健全な育成を図るための施業)



## 現状

・治山事業施工地の森林又は水源地域の機能が低位な保安林であって、保育を必要とする林分については、12齢級以下を補助対象齢級として、本数調整伐等により保安林機能を維持・増進。  
 ・これにより、12齢級以下の人工林を針広混交林へ誘導。



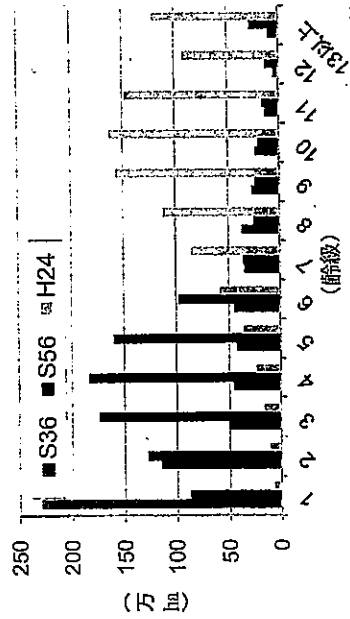
本数調整伐等の実施(12齢級を上限)



過密化し、水士保全機能が低下した保安林では林内照度を確保し、下層植生の発達を促す必要。

## 課題

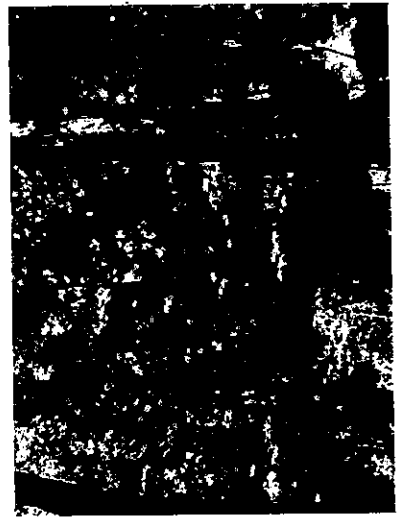
○人工林の齢級別面積の変化



人工林の高齢化に伴い、広葉樹等の下層植生が被圧される高齢級林分が増加する恐れ (→水士保全機能が低下する恐れ)。

## 今後の方向

下層植生が上木の被圧を受けている場合は、13齢級以上の林分についても、下層植生の生長を促進するための受光伐を実施可能に



高齢級林分においても、広葉樹等の下層植生が被圧されることなく健全に発達。針広混交林化により、水士保全機能が高度に発揮。

5-6

## 農山漁村地域整備交付金（公共）

【118,931(101,650)百万円】

### 対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

### <背景/課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

### 政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

### <主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。  
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。  
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等  
森林分野：予防治山、路網整備等  
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。  
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

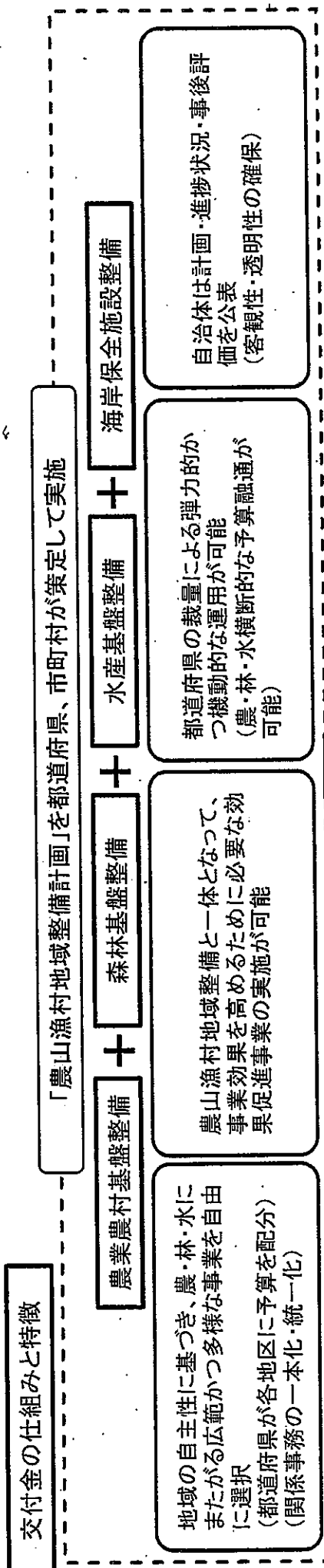
国費率：1/2等  
事業実施主体：都道府県、市町村等

### お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること  
農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)  
森林分野に関すること  
林野庁計画課 (03-3501-3842)  
水産分野に関すること  
水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

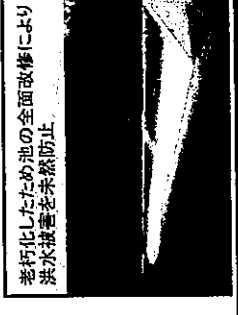


# 農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。



## 地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

### 交付金を活用した事業の実施例

<p>【農業農村基盤整備】</p>  <p>用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進</p>	<p>【水産基盤整備】</p>  <p>漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備(岸壁改良)</p>	<p>【水産基盤整備】</p>  <p>漁場造成による漁場の整備</p>	<p>【水産基盤整備】</p>  <p>漁村における津波避難対策(避難地、避難路の整備)</p>
<p>【森林基盤整備】</p>  <p>適切な森林整備を通じて、多面的機能発揮・向上</p>	<p>【森林基盤整備】</p>  <p>林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現</p>	<p>【海岸保全施設整備】</p>  <p>津波、高潮による放管を未然に防ぐため海岸環境防の整備を推進</p>	<p>【海岸保全施設整備】</p>  <p>景観に配慮した長巻対策</p>
<p>【海岸保全施設整備】</p>  <p>治山施設による山地災害の未然防止</p>	<p>【海岸保全施設整備】</p>  <p>津波、高潮対策としての水門の整備</p>		

## (非公共事業関係予算)

## 保安林等整備管理費（継続）

【平成30年度概算要求額 481,962（481,962）千円】

### 事業のポイント

国民の安全・安心の確保のため、水源の涵養<sup>かん</sup>や災害の防備等の公益的機能の発揮が必要な森林を計画的に保安林として指定します。

また、民有保安林の指定に伴う伐採の制限により発生する損失について、所有者への補償を行います。

- ・ 水源の涵養<sup>かん</sup>、災害の防備等森林のもつ公益的機能の発揮の上で特に重要な森林について、農林水産大臣又は都道府県知事が保安林に指定し、適切に管理・保全していくことが重要です。
- ・ 保安林の指定面積の拡大や保安林の適正な管理は、森林吸収源対策としても重要です。
- ・ 保安林の指定に伴い立木の伐採制限が課せられることから、立木資産の凍結に対する利子相当分を森林所有者等に補償します。

### 政策目標

保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積を拡大

1,212万ha（25年度末） → 1,295万ha（40年度末）

### <内容>

- ・ 森林法に基づき民有保安林の指定・解除等の事務及び民有保安林に関する損失補償金の支払いを実施し、保安林制度の適切かつ円滑な運用を図ります。
- ・ 具体的には、下記の内容で実施します。
  - ① 保安林整備事業委託費 331,262千円(331,262千円)  
国土保全上又は国民経済上特に重要な流域の民有保安林等の整備を推進するため、農林水産大臣が行う当該保安林の指定・解除等の事務を行います。
  - ② 保安林及保安施設地区補償金 119,206千円(119,206千円)  
水源の涵養や土砂の流出・崩壊の防備を目的とする民有保安林等の指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対して、国が補償金の支払いを行います。
  - ③ 保安林整備事業費等補助金 31,494(31,494千円)  
保安林整備事業委託費の対象外の民有保安林に関し都道府県知事が行う当該保安林の指定・解除等の事務及び国による補償の対象外となっている保安林種のうち4～7号保安林に関して都道府県が行う損失の補償に要する費用の一部を補助します。

### <事業実施主体>

- ① 国（委託先は都道府県）
- ② 国
- ③ 都道府県（補助率1/2）

### <事業実施期間>

昭和27年～

[担当課：林野庁治山課]

# 山村地域の防災・減災対策

(林業成長産業化総合対策(新規)で実施)

## 1 趣旨

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎え、持続的に林業経営を担いうる優良な林業経営体及び事業体を育成することが課題となっている中で、その従事者が安全に安心して暮らせる定住環境を確保することが重要となっている。

このため、山村地域に居住する林業従事者等が適時適切に警戒避難行動をとれるよう山地災害危険地区等の情報共有体制の整備、山地防災情報の提供、大規模山地災害発生時における協力体制の整備の支援を行う。

## 2 事業内容

### (1) 山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備

- ① 山地災害発生危険性に関する調査データの整理や危険箇所の被害想定区域を明示したハザードマップへの反映等
- ② インターネット等により、山地防災情報を行政と山村地域住民が共有するための情報共有体制の整備
- ③ 山地災害の発生のおそれが高い山地災害危険地区等への標識の設置

### (2) 山地防災情報の提供

- ① 林業従事者を含む山村地域住民等に対する講習会及び現地研修会の開催
- ② 山村地域の特性に応じた山地災害に関する手引書等の作成、住民へ配布
- ③ 小中学校等と連携した防災意識の向上を図るための出張防災講座や防災イベント等の開催等

### (3) 大規模山地災害発生時における協力体制の整備

- ① 近隣の都道府県を交えて開催する研修会や関連情報の整備等
- ② 民間の林業技術者等で構成される団体等との大規模山地災害発生時における協力体制整備に向けた検討会の実施

## 3 実施主体

都道府県

## 4 補助率

定額(1/2以内)

## 5 科目

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金

## 6 平成30年度要求額

林業成長産業化総合対策

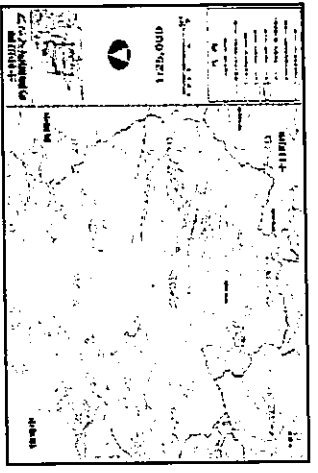
30,000,000千円の内数( )

(林野庁治山課)

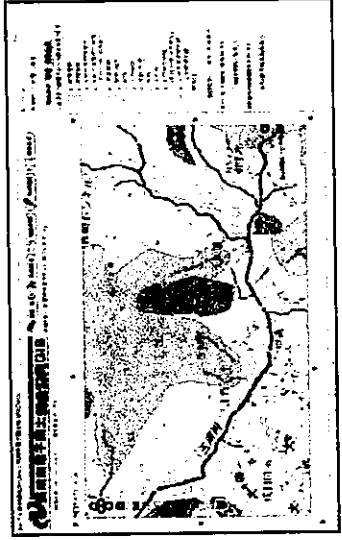


1. 山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備

○ 山地災害発生の危険性に関する調査データの整理や危険箇所の被害想定区域を明示したハザードマップへの反映等について支援します。



○ インターネット等により、山地防災情報を行政と地域住民が共有するための情報共有体制の整備について支援します。

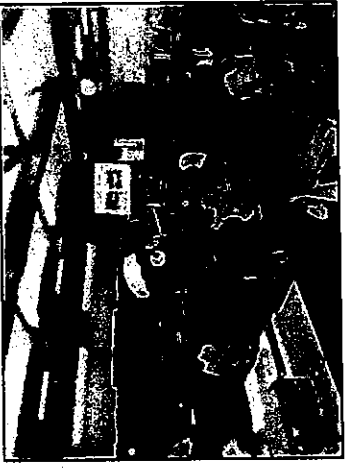


○ 山地災害の発生のおそれが高い山地災害危険地区等への標識の設置について支援します。



2. 山地防災情報の提供

○ 林業従事者を含む山村地域住民等に対する講習会及び現地研修会の開催、山地災害に関する手引き書等の作成と地域住民への配布による山地防災情報の周知、小中学校等と連携した防災意識の向上を図るための出張防災講座等の開催について支援します。



現地研修会

小中学校と連携した防災講座

3. 大規模山地災害発生時における協力的体制の整備

○ 近隣の都道府県等を交えて開催する研修会や関連情報整備、民間の林業技術者等で構成される団体等との大規模山地災害発生時における協力的体制整備に向けた検討会の実施について支援します。



協力的体制検討会及び合同現地研修会